

日野町議会第6回定例会会議録

令和5年9月27日(第5日)

開会 9時30分

閉会 12時09分

1. 出席議員(13名)

1番	福永晃仁	8番	高橋源三郎
2番	谷口智哉	9番	加藤和幸
3番	松田洋子	10番	後藤勇樹
4番	柚木記久雄	11番	中西佳子
5番	川東昭男	12番	西澤正治
6番	野矢貴之	13番	杉浦和人
7番	山本秀喜		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
教育長	安田寛次	総務政策主監	河野隆浩
厚生主監	吉澤増穂	産業建設主監	福本修一
教育次長	澤村栄治	総務課長	正木博之
税務課長	吉澤幸司	企画振興課長	小島勝
交通環境政策課長	大西敏幸	住民課長	奥野彰久
福祉保健課長	福田文彦	福祉保健課地域共生担当課長	芝雅宏
子ども支援課長	柴田和英	農林課長	吉村俊哲
商工観光課長	園城久志	建設計画課長	嶋村和典
会計管理者	三浦美奈	学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一
生涯学習課長	加納治夫		

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	吉澤利夫	総務課主査	森岡誠
--------	------	-------	-----

5. 議事日程

- 日程第 1 議第76号から議第81号まで（日野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてほか5件）および請願第2号から請願第3号まで（国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書ほか1件）について
〔委員長報告・質疑・討論・採決〕
- 〃 2 議第92号 日野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 〃 3 決議案第4号 名神名阪連絡道路の建設促進を求める意見書決議について
- 〃 4 議員派遣について
- 〃 5 委員会の閉会中の継続審査・調査について

会議の概要

－開会 9時30分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員、ご起立をお願いします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

去る9月13日の本会議終了後に決算特別委員会が開かれ、委員長に西澤正治君、副委員長に福永晃仁君が決定されましたので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第76号から議第81号まで（日野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてほか5件）および請願第2号から請願第3号まで（国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書ほか1件）について一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 7番、山本秀喜君。

7番（山本秀喜君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私からは令和5年第6回定例会における総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

総務常任委員会は令和5年9月19日、委員会室において午後1時55分から開会いたしました。議会側からは委員全員、オブザーバーとして杉浦議長、また執行側から町長をはじめ関係各課の職員の出席の下、行いました。

委員長、町長、議長の挨拶の後、2件の付託案件の審議に入りました。

1件目、議第76号、日野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、民間端末機を介した印鑑登録証明書の交付においてを議題とし、質疑を求めました。

委員より、証明書の交付について、昨年1年間の実績と最近の傾向はどうか。コンビニ交付での問題やトラブルはあったのかと質疑がございました。

執行側より、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得証明書の証明書を発行した数は令和元年度337通、令和2年度670通、令和3年度1,215通、令和4年度は2,002通と年々増えている。この傾向は続いていくと思われ、コンビニエンスストアでは証明書を取得できる時間を朝6時30分から夜11時までと長く設定している。住民サービスの向上を考えると、社会ニーズに対応した体制を整えていく必要があると考えている。トラブルに至ったものはない。コンビニ交付と役場での交付についての違いや持ち物についての問合せはある。印鑑証明書を出すにあたっては、役場に來ていただくと証明書および印鑑登録証を提出いただき、

来庁者の本人確認をすることにより申請できる。コンビニ交付の場合はマイナンバーカードと暗証番号があれば申請できる。こういった違いがあるということの答弁をされております。

次に2件目、議第77号、日野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を求めました。この条例改正の主な内容は、感染症予防等に従事する職員の特殊勤務手当の特例で、新型コロナウイルス感染症から、町民の生命および健康を保護するために行われた処置に関わる作業による特殊勤務手当そのものが、今回廃止されるというものでございます。

委員より、議第77号自体には異論はない。新型コロナウイルス感染症も5類になり、改正してもよいのではないかと思う。これに関連しての質疑で、職員等が個人的にボランティアとして被災地に行くケースがある。公務として行っていることもあるので、危険も伴い、衛生環境がよくないところに行くこともある。このような場合、出張手当や旅費だけでなく、特殊勤務になるのではないかという質疑がございました。

執行側より、今回廃止する条例は、あくまで新型コロナウイルス感染症の特例として制定した部分になる。その特例部分がなくなり、もともとあった感染症対策の業務に対する特殊勤務手当の支給は残る形になるという説明がございました。

ほかに質疑はなく、2件の付託案件について討論に入りましたが、討論はなく、一括採決とし、賛成委員の起立を求めたところ、全員起立にて、付託された議案は全て原案どおり可決すべきものと決したことを報告させていただきます。

この付託議案の審議が終了し、町長挨拶、執行側退席後、14時20分から請願審査のほうに入りました。

請願審査は、請願第2号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書についてを議題とし、紹介議員より説明を受けました。

説明後に各委員から質疑を求め、紹介議員が回答する形で進めていきました。

委員より、無実が証明されていない状態で、無実と決めつけているように思う。無実かどうか分からない、表現を変更したほうがよいのではないか。

この問いに対し、紹介議員より、無実と言っている人については、無罪にしてほしいという意味であると答えられました。

ほかの委員より、請願の理由に、現在、日野町の事件で再審請求が最高裁まで持ち込まれていることについて、触れていないのは何か理由があるのかとの問いに、紹介議員より、日野町事件といわれる事件については身近であり、当事者もおられるため、あえてここで取り上げることはしていないと思う。必要であれば、その事件についても話すと答えられました。

ほかの委員より、この請願に対しては賛成である。本来、司法は無実であることを証明する必要はなく、有罪であることを捜査機関や司法機関が証明しなければいけないのだが、無実であることを証明しないといけないような空気になっている。疑わしきは白という原則があるはずだが、疑わしきは黒になりつつあるように感じる。捜査態度や捜査方針によっては、自白をさせられたり、誘導尋問を受けるようなケースはあると思う。この請願項目が採択され国に届けるときには、物的証拠に基づいた司法判断を望むということを、ぜひ付け加えていただきたいと思う。

紹介議員より、言われることはそのとおりであり、自白によって有罪となっているケースもある。そのようなことはあってはならないと答えられました。

また、ほかの委員より、意見として、資料の中に日野町事件のことも書いてある。このときには、大がかりな捜査を含め、地域で取り組んできた国民救援会の有志の方々が、事実に基づいた捜査を求める取組を非常に熱心にされてきた。この請願には賛成し、人生を台なしにするような制度は適正に行われるようにと要望するという話をされました。

また、ほかの委員より、1910年代から2000年代までと請願文書にはなっていますが、2000年代とはいつまでの集計なのか。捜査方法も昔と異なり科学的になった。近來、冤罪事件は減少しているのか傾向を知りたいとの問いに対し、紹介議員より、集計については2022年までである。冤罪の多くは戦後早い時期のものである。近年は、物的証拠であるDNA型から無罪になったケースもある。自白を誘導や強要されるケースも少なからずあった。確かに21世紀になってからは少ないと思うが、明らかになっていないだけかもしれないと答えられました。

議長より、都道府県別で滋賀県は冤罪が多いと聞いたことがある。採択にあたり、勉強会をしたという話も聞く。請願について県内の状況は聞いているのかという問いに対し、紹介議員より、県内の3から4市町が採択していると答えられ、さらに議長より、豊郷町、愛荘町、甲良町では採択していると聞く。市ではあるのかの問いに、紹介議員からは、資料がないと答えられました。

今回、この請願に対して採択するかどうかについては、議長より、今日は即決せず、勉強会をしてもいいのではとの意見が出され、ほかの委員より、ここで取り上げているのは、個々の案件について言っているわけではなく、司法が判断する姿勢についての請願を出している。それに対して、我々政治家から、議会を通して意見を伝えるのは大事なことである。勉強会は持てばよいが、今日採択することはできるのではないかと思うという意見が出されました。

また、ほかの委員より、請願項目の2番目、再審開始決定に対する検察の不服申立て、上訴の禁止について、検察官側も不服を主張してもよいのではないかと考えを持たれ、また、別の議員からも、不服と思うことがあれば、再審が始まった場で

言えばよいのである。もし不服申立てがされ、再審ができないと死刑になるケースもある。不服であれば再審の場で言えばよい。不服申立てをしなくても再審はできるが、時間がかかる。再審請求を待ちながら亡くなった方もいる。高齢者の場合、無罪が認められても亡くなっているケースもある。そうならないために、生きている間に無罪を頂かないといけない。そういう意味で2番目の項目は必要だと思うという意見も出されました。

また、別の委員からも、請願項目の3番目について、再審法、刑事訴訟法の再審規定の整備については、再審法自体が大き過ぎるので、細かく再整備をしてくれという認識でよいのかという問いに対して、紹介議員より、現在の再審規定については非常に大ざっぱな規定になっている。そのために、無罪と有罪に格差がある。裁判所によって判例が違うのはおかしいのではないかという思いのものであると答えられました。

また、請願項目の1つ目、再審における検察所持証拠の全面開示について、議長より、開示請求を求める根拠を問われ、開示についての情報は原則として全て開示していると思われたと発言されました。

また、別の委員から、検察は裁判官や裁判員には全ての情報を開示すべきで、情報を公開するかどうかは裁判官が判断すべきと考える。情報の公開は必要なことではないかと考える。

これらの問いに対して、紹介議員より、再審をするときには、検察が持っている資料を全て開示するというので、判定が変わる可能性がある。そうしないと、公正な裁判にならないという意味で、全ての情報を出してほしいという意味である。弁護側に有利な情報が明らかにされていないまま判決が行われると、弁護側が不利になる。検察側の情報は全て明らかにしてほしいということであると答えられました。

結果、委員各位の賛成は得られているものの、請願項目の詳細に対して言葉の理解に温度差があるように思われ、私委員長からは、請願趣旨に賛成の立場で勉強をしていき、委員の意見を踏まえて内容を審議し、次回の総務常任委員会に提出をしていただく。その上で、意見書提出の合意を取っていただくこととしました。

当初は、9月定例会会期中に勉強会や再審議をし、採決していくことが考えられないかを提案してまいりましたが、会期中のスケジュールを見ると時間が取れないことが分かり、採決は断念、継続審査とすることを申し入れました。

その後、討論に入りました。

委員より、継続審査を求める立場で討論する。本来であれば、この委員会で採択を行い、意見書決議を本会議で提出するのが本意ではあるが、時間がないため継続審査の方向で進めたいがどうかと発言があり、紹介議員より、継続審査ではなく、

原案が採択されることを求めるという提案がございました。

この後、採決に入りました。継続審査に賛成の諸君の起立を求め、起立多数でありました。

よって、請願第2号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書については、閉会中の継続審査とすることと決しました。

なお、次回の総務常任委員会は、11月7日に開催することを申合せしました。

この請願審査は15時50分に終了し、16時から持続可能な日野町消防団についての調査研究を始めました。

総務課から消防団員の身分、主な活動、活動の年間スケジュールなどを記載した資料やアンケート結果の提供を受け、総務課主席参事より説明を受けました。

各委員より、年間スケジュールの詳細、議会や役場での出動の対応、消防団定員数185人について、また、その中でも分団別の人員について、消防団の確保対策について、また補償や保険について、そのほか、県のポンプ操法大会やアンケート結果について多くの意見を頂きました。

ほかにも、消防団を廃止した自治体もあるが、廃止した自治体はどうしているのか。納涼祭や運動会などで消防団をガードマンとしているが、消防団を便利に使ってよいのか。団長や副団長をしながら議員をやる場合、団長、副団長は町長からの任命制になっており、議会の議員と町長というのは牽制し合う立場にある。法的に明確にすべきではないかなどの意見が出され、総務課と意見交換を行いました。

副委員長より、団員になって4年目であるが、新しく見えてきたこともある。町は文化として消防団を残すのか、消防組織として残すのか、185人の定員を再度考え直すのか、岐路に立っていると思う。同世代で地域活動をしてきた人たちが班長になっている。昔のお酒文化や男性の縦割りについて、ほぼ全ての班長が、工夫をして次の団員が入ってもらいやすいように思い描いていると思う。その部分は大きく変わっているが、地域には伝わっていない。ポンプ操法の練習の日数が短縮されたが、大会での結果を求められるのは心理的にはきつかった。手当も出ないので、10年後も全員が同じような思いで活動することは不可能であると思う。班長と団員の出動機会の多さの違いについても聞いている。班長の出動が全て必要かどうか、町と幹部会で話していると思う。消防団をどのような意味で日野町に置くか、大きく議論しないと、末端にいる者が困っていると思う。次の人を誘えない場合は、本人が続けるしかない。分団割りも今の状態に即しているとは思えない。185人の意味を再定義しないといけない。新しく入ってくる人に対して説明できない団体は、ただの文化でしかない。消防団を文化として残すのか、日野町の防災組織として残すかについては、団長、副団長等としっかり議論していただき、議会で答えを聞か

せていただきたいとの意見が出されました。

最後に、委員長より、日野町消防団について議論する時間を持ち、理解が深まったと思う。消防団、地域、行政、それぞれの立場から、消防行政、防災を応援していく体制づくりが大切だと思う。改善できる方法が導き出せたらよいと考えるということをお話しさせていただきました。

以上、調査研究の持続可能な消防団活動についての意見交換を17時15分に終了し、以上をもって、令和5年第6回日野町議会定例会における総務常任委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、産業建設常任委員長 9番、加藤和幸君。

9番（加藤和幸君） それでは、令和5年第6回日野町議会定例会産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

本委員会は、9月20日午前9時から委員会室において行われ、議会側は委員全員と、オブザーバーとして杉浦議長が参加、執行側より堀江町長、安田副町長、河野総務政策主監、福本産業建設主監、澤村教育次長、嶋村建設計画課長、加納生涯学習課長、大西交通環境政策課長、園城商工観光課長をはじめ、建設計画課、交通環境政策課、上下水道課から関係職員が出席されました。

町長、議長の挨拶に続き、本委員会に付託された議案1件、ほかに3件の調査研究を行いました。議案の説明は先の議員全員協議会で受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第78号、日野町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑に入りました。

委員より、大谷プールの廃止で、水泳を通しての町民の健康管理ができなくなるのはどう考えるか。当面の予定や今後の策を伺うという質問があり、これに対して、生涯学習課長より、この間、学校教育では、着衣水泳や幼児水泳などの授業を行ってきた。町民のプール利用ができないとの指摘だが、町外にはプールがたくさんあり、そちらに通っておられる方も多い。利用券助成なども検討したが難しく、プール以外の施策、ウォーキングやラジオ体操などでスポーツの裾野を広げることから進めたいとの回答でした。

また、他の委員より、スポーツ振興と跡地利用について質問がありました。25年開催予定の国体で、日野町は軟式野球が行われる予定だが、機運は高まっていない。お隣の竜王町では、ボルダリングの施設を整備し国スポ会場になると聞いており、格差を感じる。プール跡地は国スポの駐車場と聞いているが、その後の在り方を伺いたい。

これに対して、軟式野球の機運醸成については、マスターズのチームが県の連盟の大会に出場されるので、その方々を中心に進めていきたい。町全体のスポーツ振

興は、スポーツ協会やスポーツ委員と共にビジョンを描き、大谷公園を活用しながら進めていきたいとのことでした。

また、別の委員より、スポーツは体力づくりのためだけでなく、やりたいからという人が多いと思う。施設がなくなることで芽を摘むことになれば残念だ。彦根や八日市には民間の水泳施設があるが、誘致したことはあるか。水泳をしたいという町民の意向に対して、町はどう受け止めているか。

これに対して、建設計画課長、生涯学習課長は、プールに特化した誘致はしていない。温水プールで年間を通じて運営できれば、民間事業者の参入もあったかもしれないが、施設の老朽化で断念をした経緯がある。野洲市には温水プールがあるが、プロポーザル方式で業者選定をされ、フィットネス教室などの複合施設となっており、温水プールは近くのごみ処理施設の熱を利用していると聞いている。町でも調査研究はしたが、経費の面で断念したとの回答でした。

また、別の委員より、跡地利用についてはスケートボード場という声もあり、将来の用途も考えて決めていただきたい。各論になるが、いろんな人がいろんなことをやりたいということであるので、特定の種目ではなく、教育や福祉の分野全体での活躍に対して町が支援するというのはどうか。

これに対して、建設計画課長は、駐車場は跡地利用のこともあり、現時点ではアスファルトにする予定はない。跡地をどうするかは未定。

また、生涯学習課長からは、学びのクーポンという提案については研究したいとのことでした。

最後に、オブザーバーの杉浦議長より、スポーツ振興は何かという問題提起がなされました。スポーツ天国の日の表彰が中止になったが、評価は大事なことではないか。また、利用回数や経費で判断をするのではなく、前向きに捉えることが必要だ。ゲートボール協会が、ティッシュを記念品にただけで参加者が増えたという話も聞いた。日野町の生涯学習はこれまでいい取組を多くされてきた。いい発想を実行につなげてほしいとのことでした。

ほかに質疑はなく、反対討論もなく、採決に移り、議第78号、日野町都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと決し、町長挨拶がありました。

休憩の後、9時45分から調査研究に入り、まず、いせの調整池をめぐる問題の経過と課題について、担当の建設計画課、嶋村課長より資料の説明を受けた後、自由討議に入りました。

委員より、町営住宅建設整備基金を保留地の購入に充てた時点では、いせのに公営住宅を建てる計画があり、その土地購入に基金を使ったのは問題ないということであったが、そこから何も動いていない。新たに公営住宅を造らないとなったとき

に、この状態を解消すべきでなかったか。現状が条例に即していると考えるか、違反と見るか、これを問う。

また、調整池ではなく保留地として購入している点について、現在の基金は当時の改良住宅の譲渡の対価であり、この基金は国の同和対策事業の特定財源である。その財源で調整池を公営住宅建設用地として購入された。今となると、国からの特定財源がほかのことに使われていることになっている。このことについて、国からの指導はないのか。

これに対して、建設計画課長は、1つ、条例違反状態かとの問いには、この状態がずっと続くのは好ましいことではない。計画は10年ごとに見直しをしているので、この先、建設することになれば、その予定地として持っているものであり、問題はない。2つ、調整池を保留地として買っている件は、地目は宅地で、造成すれば宅地になる。当時の区画整備事業で見ると、平米当たり4万7,000円を平均単価にされていた。購入時点の地価から造成費を引いて購入したものである。3つ、プールしているお金は改良住宅の譲渡対価である。町営住宅の建設に充てる目的で使った時点では適切であり、当時としては目的に沿って支出をしている。4つ、現状は、建設用地に20年近く建設していないところに問題がある。場合によっては国の指導を仰ぐなどして、適切な状態にしたいとの回答でした。

これに対し、10年ごとの更新で、今の更新時に公営住宅の建設をしないとなっていたら、その時点で処理しないといけない案件。国のおとがめを受ける前に、先手を打って対処してもらいたい。また、この基金は一旦解体し、広く移住定住に使える基金につくりかえたらどうか。

これに対して、建設計画課長からは、平成24年に住生活基本計画、町営住宅長寿命化計画を策定したが、そのときに、今の課題については調整しておくべきであったと思う。国との確認については十分に協議した上で決めたい。基金の解体をということだが、現在も町営住宅は内池と西山団地にあり、改修等も想定され、財源は一定必要。譲渡したお金ということから、その在り方について研究し、対応を検討したいとのことでした。

また、別の委員より、2点の質問が出されました。1つ、請願を経て、土地区画整理事業計画が議会で採択されるとはどういうことか。2つ、平成5年に雨水排水路整備が未整備のまま公営住宅用の土地を購入し、そこから30年が経過している。二、三十年も先に完成のものを公金で購入することがあり得るのかとの問いがあり、請願の件は杉浦議長が解説、区画整理事業は町施行と組合施行があることを説明の後、平成18年12月議会で公共施設整備基金条例の制定を試みられ、町営住宅建設整備基金の繰入れを検討されたが、町営住宅建設整備基金は使途が限定されているため、繰入れはできなかった。その後、一般財源への繰入れを検討する中で、そもそ

もこの基金の運用で土地購入に係る支出が間違いであるとの指摘を、国・県から受けたことから今回のことになった。町営住宅建設整備基金は改良住宅の修理に使う資金で、それ以外の用途には使えない。したがって、今置かれている状況を冷静に把握し、解決方法を見いだしてもらいたいとのことである。

雨水排水路事業については、建設計画課長が回答。当時、用地交渉が難航しており、結果的に見切り発車になった面がある。公共下水工事も並行して進めており、なかなか進まず30年が経過しているというのが現状である。

産業建設主監は、どのような形で決着するか、庁内で議論を重ね、国・県との協議のタイミングも見極めながら進めていきたい。雨水排水の関係では用地交渉が難航しており、下流地域では出雲川に流さないように、具体的にどう進めるかを検討しているとのことでした。

また、別の委員は、改良住宅の取組は、平成4年に同和対策課がなくなり、同和対策事業として最後の事業であった。一括で譲渡しないといけないというものであり、地元の方は、譲渡したお金は国に払ったと思っている。なぜ町に基金として残せたのか説明をしてほしい。この基金は改良住宅の修繕にしか使えない基金ということだが、町営住宅用の土地購入以外にも目的外に使った経費はないか。内池団地の起債や町営住宅の修繕にも使われてきたとすると、いせの問題だけでなく、同じくクローズアップされる可能性があり、皆で知恵を絞り、30年間の整理を考えていかねばと指摘をされました。

建設計画課長は、譲渡金はこれから協議や確認をする中で、庁内で検討を進めていきたい。新たな町営住宅を整備する計画はない。整備基金の用途を条例制定時にどう取り決めていたのかは確認する。規定どおりでは改良住宅にのみ使う基金であることが発覚した。日野町における改良住宅の譲渡は、先進的な取組を進めてきた経過もあり、国の指示を待つだけでなく対応を進めたい。基金は町営住宅の起債の償還にも充てている。そのときには、県の担当者とも確認をしてきた。町営住宅の解釈について、国と町で若干の違いがあることも分かってきた。今後、早期に国との確認の折衝をしていきたいとのことでした。

11時2分から、2つ目の調査研究として、交通安全施設の整備について、県予算要望事項と関わってに移り、議会事務局長と交通環境政策課長から説明を受け、自由討議に入りました。

委員より、わたむきホール前と三十坪の点滅信号の存続要望もしているかと質問。

交通環境政策課長から、知事要望には含めている。三十坪については児童相談所ができる予定であり、バス停からの往来も考えられ、残してほしいと要望しているとありました。

また、別の委員などから、桜川諸木大橋から西の県道バイパスに、倒竹防止の竹

ワイヤがそのまま残っている。移設してもらえないかとの要望。

ほかに、通勤・通学自転車後方の反射板設置への助成、鎌掛地先の東部広域農道と町道南部線の交差点への信号機設置などが要望されました。

11時25分から、3つ目の、名神名阪連絡道路の整備促進についてを調査研究しました。

議会事務局長と建設計画課参事から説明を受け、自由討議に入りました。

冒頭に、一委員より、町の発展に関わる重要な案件で、委員会だけでなく全議員で論議したいとの提案がありました。

杉浦議長からは、甲賀の議員連盟の方が要望に来られたことや、これまでの様々なケースの紹介があって、皆で1つの方向を向いて行動していくことが必要だと強調。

また、別の委員より、農地を手放したい人が増えてきている点を踏まえると、道ができていい方向に機運を高めていってほしいとの意見がありました。

委員長から、どこを通るのか、ルート決定はいつ頃かと質問。

建設計画課は、当初、今年度にルート帯が決まると聞いていたが、早くて来年度。今は10キロメートル幅のルート帯だが、一、二キロメートル幅に絞っていきたいと聞いている。

また、別の委員から、甲賀市は頑張っているが、東近江市はどうかと質問。日野町と同じような状況であると聞いているとの回答でした。

最後に、杉浦議長が、東近江と甲賀は高速道路のインターが既にある。名阪から甲賀市までができて、日野まで来なくてもよいとなれば、困るのは日野であるとの発言がありました。

ほかに意見はなく、3つの調査研究を終了し、午前11時50分、委員会を閉会しました。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、厚生常任委員長 6番、野矢貴之君。

6番（野矢貴之君） それでは、第6回定例会における厚生常任委員会の委員長報告を始めます。

令和5年9月20日の午後、委員会室にて委員会を開催いたしました。議会側からは委員全員、執行側からは町長、副町長、総務政策主監、税務課、住民課、福祉保健課、長寿福祉課の職員さんに出席いただきました。

委員長、町長の挨拶の後、付託案件が2件、そして請願が1件ということで、審査を始めました。

まず、議第80号、令和5年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題としましたが、こちらについては質疑等なく終わりました。

次に、議第81号、令和5年度日野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑と意見交換を行いました。

ここでは、幾つか介護全般についての質疑が行われました。

例えば、委員からは、本来、介護というものは施設だけが行うものではなく、施設、また家族や親戚などが介護を行い、施設はそれを補助するものだと思うが、そのようなことを当局としては住民に伝えたり、そのような取組は行っているのかという質問が出ました。

また、福祉に関する保育所や作業所等の人手といった、従事者の不足している問題について、町内施設の職員数の状況についても質問が出ました。

また、そのような人手不足から、ひだまり事業所は事業が縮小になったのかという質問が出ました。

そしてまた、高齢者への相談件数を一つの指標として目標値を置いているという部分に指摘があり、令和2年度で1,400件が見込みということであったが、現在把握している範囲でどのぐらいの相談の件数があるのか。また、どのような種類の相談があるのかということが質問で出ました。

このようなことから、回答を執行部側から頂き、介護施設と居宅での介護についての考え方については、委員が発言されたとおりで考えている。高齢になっても家族や地域の皆さんと一緒に生活を継続し、住み慣れた地域で生活を続けていただくということが、高齢者の尊厳や、また自立、生きがいといったものにつながると考える。地域の中で、仲よく楽しく和気あいあいと暮らしていただけるような生活が継続していけるように、地域づくりというものを一緒になって考えていく必要があるという回答でした。また、そのような地域づくりについては、いろいろな形で地域の共存を図っていくという意味で、地域包括ケアシステムを構築していく中で、このようなことを考えながらまちづくりを行っている。ただし、介護施設も、介護保険の中では重要な点を担っていただいているということで、日野町では早くから介護施設もありまして、そのような居宅と施設が混在しているという中で、並列して高齢者を十分にケアしていけるような体制を今後も進めたいという回答でした。

次に、人手については、実際に募集しても応募がないという実態であると聞いているという回答で、それでも何とか確保しながらやっている。そこで、町としては、介護の初任者研修の受講者に対する補助金の制度をつくってございまして、昨年度までは半額補助であったところ、今年度からは補助額を4分の3に上げ、行っている。そのような中で受講者も入っていただき、頑張っている。また、それとは別に、介護に親しむ、知っていただくための入門的研修というものも、町主催で講師を招き行っているという回答を頂きました。

ひだまり事業所の人手不足のことについては、デイサービスとヘルパー事業の両

サービスを維持するだけの人員が確保できないことから、話し合いの末、デイサービス事業を休止され、ヘルパー事業とケアマネの事業を一体的に継続実施することになったという経緯を説明いただきました。

そして、高齢者への相談件数、相談内容については、現在、令和4年度の相談件数として、窓口、電話、訪問の相談を合わせて1,271件であった。主な相談は、ご家族から介護の認定を受けたいという件であり、またそれとは別に、病院から勧められたので、取りあえず相談に来たという方もおられる。このような自宅訪問という形で、介護士や相談員が訪問し相談に乗ったり、また、介護認定ではなく一般介護サービスや一般介護予防事業、地域のサロンなどを紹介するケースもありますという現状の説明を頂きました。

以上をもって質疑を終了し、討論を行いました。討論はなしということで、議第80号、令和5年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）ほか1件については、反対討論がないため一括採決を行いました。

そこで、町長の提案どおり、賛成の諸君の委員の起立を求め、起立全員により可決すべきものと決定いたしました。

そして、次に請願の審査に移りました。長寿福祉課に残っていただき、請願の審査を進めていきました。請願は第3号、加齢性難聴者への補聴器購入に公費助成制度の創設を求める請願書が提出され、様々な意見が交わされました。

趣旨説明としては、年金者組合日野支部より請願が提出され、主に年齢を重ねると高い音が聞こえづらくなり、脳が刺激を受けにくくなり、認知症のリスクが高まると言われていると。そのような難聴があると、コミュニケーションが取りにくく、会話がうまくつながらず、そうなる閉じ籠もりがちになるということから、一般的に補聴器を着けるほうがいいんじゃないのかということですが、補聴器の価格が高く購入できない方もいる。そのような方に対して、公費で助成をできないかという内容です。補聴器が買えない人は、難聴の状態のまま、集団の会話にも仲間入りできず、引き籠もりがちになり、認知症のリスクが高くなる。そこで、日野町で補助を行ってほしいという内容です。

そこで、現状の近隣市町の状況も確認させていただきまして、昨年までは豊郷町のみが補聴器購入補助制度を実施しており、今年度からは新たに長浜市、東近江市、甲良町、多賀町の4市町が補聴器購入助成制度を実施していると。

そこを長寿福祉課等に状況の確認もお願いし、説明を頂きましたところ、この5市町の補助体制というのは結構様々であり、65歳以上で非課税というところもあれば、年齢が18歳以上になっていたり、非課税に限るという文言がないという市町もあるという状況が分かりました。この請願の趣旨というものは、日野町で65歳以上であり、非課税であり、難聴である方への補助というものの請願でよいのかという

ことで、確認を行い、論点はそこに絞られるという形で意見交換を様々行いました。

そこで、補聴器の多くはどのようなものなのか、大体いくらぐらいなのかということも情報を共有しましたが、現状は、これに対して介護保険ではなく一般財源から出すことになるであろうということを踏まえると、慎重な議論が必要なのではないかという意見を頂きました。

こういった経緯を踏まえ、様々な意見の後、討論に入りました。討論は反対討論と賛成討論が1人ずつ行われました。

反対討論については、請願自体に反対ということではなく、意見の中で、限定的な加齢性難聴者に対しての請願というものであったこと、また、対象を広げて子どもを含めるといのはどうなのか。また、ほかの症状などはどうするのかという意見に対し、さらに議論を交わした上で、委員会としては採択を判断したほうがいいのではないかということでありましたので、この請願内容に対しては反対という反対討論が行われました。

また、賛成討論は、高齢者については、耳が聞こえないと、やはり様々な催しに行きにくいということで、そのような高齢者への補助をまず行っていただき、次第に様々な議論とともに拡充していくという方向で賛成をするという討論を頂きました。

そこで、討論が出そろったので、請願第3号、加齢性難聴者への補聴器購入に公費助成制度の創設を求める請願書について、採択することに賛成の議員の起立を求め、起立少数によって不採択と決しました。

以上、付託案件は終了し、その後、調査研究に移りました。調査研究としては、厚生常任委員会として、地域共生社会の体験をワークショップにて行うなど、学びを深めていったほうがいいのではないかと提案を行い、これについては、定例会の中では時間的に厳しいので、後日、10月、11月の休会中にワークショップを行うという提案と、また、そこに外部講師を招いてワークショップを行うということをお諮りしました。

これについては、意見として、研修費はどこから捻出するのかということも出ましたが、それについては、公費として研修費の計上をして行っていきましょと、議会運営事業の予算から捻出をする旨を確認し、皆で異議なく、このような日程で進めていくということを決めました。ただし、厚生常任委員会が主になりワークショップを開催するということではありますが、予算を支出するので、議員皆が参加できる状態で周知をし、開催をしましょとということを決めました。

次に、組織、団体との意見交換会についても議論を行い、厚生常任委員会としては、民生委員さんと意見交換を行ってはどうかということでも話を進めているということも情報共有しました。

その他ということで、議会改革の一環として、一般の人が参加可能な意見交換会を、議会全体ではなく委員会ごとに行うということに対して、厚生常任委員会としては、どのようなテーマで行うと、「厚生ってこういう場所だよね」、「私が持っている意見は厚生テーマだよね」というのが分かりやすいのかということについて、一度意見交換を行ったほうが良いということで、皆で厚生とは何ぞやというようなことの意見交換を行いました。

以上をもって、その他調査研究も終わりました。

これで、15時51分に閉会を行いました。

以上、厚生常任委員会委員長の報告といたします。

議長（杉浦和人君） 続いて、予算特別委員長 8番、高橋源三郎君。

8番（高橋源三郎君） それでは、令和5年第6回定例会における予算特別委員会について委員長報告を行います。

去る9月19日午前8時57分より、第1、第2委員会室において予算特別委員会を開会しました。出席者は、議会側からは委員12名全員が出席し、オブザーバーとして杉浦議長に出席いただきました。執行部側からは町長、副町長、教育長をはじめ、関係する主監、教育次長、関係する課長、参事、課長補佐、専門員、主任の出席を頂きました。

はじめに、町長、議長より挨拶を頂き、その後、委員会に付託された案件について審査に入りました。審査を行うにあたっては、執行部側から説明を受け、質疑を行い、質疑終了後に討論、採決することについて異議がないか確認したところ、異議なしとの声で、そのように進めることにしました。

議第79号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第3号）を議題として、審査に入りました。審査は、特定財源を除いた歳入と歳出に入り、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費について行いました。第1条の歳入歳出予算のうち、歳入の一般財源については議員全員協議会で説明を受けていたので、歳出から入り、第2款・総務費、第3款・民生費、第4款・衛生費、第6款・農林水産業費、第7款・商工費、第8款・土木費、第10款・教育費、およびこれらに伴う特定財源について担当課長に説明を求め、各課長より今回の補正に係る説明を受けました。担当課長の説明後、質疑に入りました。

質疑では、委員より、歳入の寄附金について、寄附を頂いた経緯と中学校に活用と指定された理由について質問があり、これに対して、教育次長より、蒲生ゴルフ倶楽部のコンペで集められたもので、町への寄附の際に、中学校に使っていただきたいとの意向から、補正予算で提案させていただいたものと説明がありました。

別の委員より、商工費の観光協会運営事業について、しゃくなげ溪遊歩道の危険箇所修繕のための日野観光協会への補助金の積算根拠について質問があり、商工観

光課主任より、補助金の積算について関係組織で協議を行い、5橋分全部の修繕について日野町商工会で積算を頂いて、町でも積算の中身を確認し、5か所全部で450万円程度になると確認したとの答弁でした。これらの橋は早急に修繕が必要と判断したとのことでございました。

別の委員より、しゃくなげ遊歩道の修繕は、請負で外部発注すると大きな金額になるため、商工会青年部がみんなで取り組めば費用も抑えられるとの提案から、話が落ちていると思うということで、ただ、商工会青年部が無償で作業されることについて、何度も議論になったと認識している。町のほうは把握しているかとの質問に、商工観光課長より、しゃくなげ溪遊歩道修繕について、商工会青年部から町のために取り組みたいとの申出があり、関係機関と協議する中で、無償作業とならない範囲で経費が必要最小限に抑えられることは、町としてもありがたいということで、商工会青年部とよりよい形で話がまとまったと答弁がありました。

また、委員より、商工会青年部の取組はよいことだと思うけれども、本来の工事発注の場合はどれぐらいの費用がかかるのかとの質問に、商工観光課主任より、山林等で橋梁設置を請け負っておられる会社が大阪にあるのだが、参考見積りを取ったところ、1橋当たりの材料費のみで150万円かかる。作業費は現場の状況によって別途かかるとの答弁でした。

委員より、材料や仕上げについて金額も変わるが、補助金として支出するので、積算根拠をはっきりさせる必要があるのではないかとの意見が出されました。

これに対して、商工観光課長より、材料については、木造だと何年かすると修繕が必要となるので、鉄骨を使用することで長もちが可能と考えているとのことでした。

また、産業建設主監からは、補助金の金額の妥当性、積算根拠、仕様について客観性を持って説明できるようにするとのことで、またこれらの経過を踏まえて、日野観光協会補助金として予算提案させていただくもので、ご理解をお願いしたいとの答弁でした。

委員より、土木費の道路維持補修事業について、町道木津線の工事区間と期間についてと、および教育費の学校給食運営事業について、自校方式のために各学校それぞれに備品があり耐用年数もあるが、今回増額補正を提案されているが、今後も備品の更新経費が増えることについてどうかとの質問に対して、建設計画課参事より、町道木津線の工事区間については、大窪の這上がり橋から木津法興寺前までの300メートル、工事期間は11月から12月までを予定している。年内完了の見込みとの答弁でした。

また、学校教育課主任より、学校給食運営事業の備品購入について、今回中学校の回転釜が故障したので、備品の更新については、耐用年数のほか、調理室の改修

時期を考慮して検討するとの答弁でした。

次に、委員より、しゃくなげ溪遊歩道の修繕に関して、毎年流されている橋については今回の修繕に含まれないとのことでしたが、どの場所か教えてほしいということで、商工観光課主任より、修繕対象外の橋はため池の上流にある丸太橋で、川の浅瀬に浮いている形で、遊歩道として活用されていないと認識しているとのことでした。

同委員より、観光客の皆さんでため池周辺の遊歩道を利用される方が多いと思うが、しゃくなげ観光の期間中にあえて立入禁止にされていなかったと思う。そこで、遊歩道として活用していただきたいと思うとの問いに、商工観光課長より、指摘の橋は木造で十分であると考えている。池の周りの遊歩道、いわゆる健脚コースについて、柵の老朽化や道が崩れている場所があることを把握している。来年の通行については、関係機関と引き続き協議するとのことでした。

同委員より、歩道について、しゃくなげ観光がメインであり、四季折々の姿を見せる中で、紅葉がきれいなどと、人々を楽しませてくれる池を囲む遊歩道も、危ないので使わないというのではなくて、今後、いろんな形で観光資源として活用してほしいとの要望がされました。

委員より、土木事業の地籍調査について、コスモスラーラの区域追加に伴う増額と説明を受けたが、ここの地籍調査は、整備のときに実施されているのではないかとこの質問に、建設計画課参事より、地籍調査については西明寺地区で行っているが、今回はコスモスラーラ西大路の区域を追加するもので、既に座標が整っているために現地確認は不要で、地籍調査は完了したものとみなされ、県と協議を行う中で、コスモスラーラ西大路のような地区があれば、補正予算で交付金の対象とすることが可能との回答を得たことから、今回、補正予算で対応するものと答弁がありました。

次に、委員より、総務費の交通安全施設対策費について、行政懇談会の要望にとらわれず、スクールゾーンなどオレンジ色の表示が消えかかっているところについても修繕いただけるか。また、民生費の認定こども園運営事業と教育費の幼稚園管理事業も含め、需用費として一律20万円計上されているが、コロナ禍における対策を継続したものなのか。また、土木費の道路維持補修事業の支障木伐採の委託について、どこで実施される予定か、基準があれば説明願いたい。また、土木の河川管理事業について、どういう考えで進められているか。また、土木の公園管理事業について、修繕費として100万円計上されているが、具体的な内容について教えてほしいとの質問に、建設計画課参事より、交通安全対策について、建設計画課では、行政懇談会の要望として188件頂いている。そのほか4月から9月まで窓口で106件の要望を頂いている。要望のうち規制に係るものについては公安委員会、その他に

については道路管理者の対応となるということで、学校からは通学路点検等を通じて要望があれば対応しているとのことでした。支障木の伐採については、これは明確な基準はないけれども、車両通行に支障があると判断される場合は対応しているとのことでした。また、河川愛護事業については、例年、20地区より川ざらえの計画を頂いているが、計画されている地区については、おおむね継続して実施していただいている。予算の関係もあり少しずつであるが、下流から順次、土砂が撤去されている。

また、子ども支援課参事からは、保育所および認定こども園の需用費については、コロナ感染症対策費ではなく、施設の修繕費用として計上させていただいたものであるとの答弁でした。

また、建設計画課主任より、公園修繕の主なものとして、大谷公園グラウンドゴルフ場の芝のための散水栓の補修、ひばり野公園、大谷公園外灯の老朽化による修繕、軽微なものとして、ベンチやトイレの補修を予定しているとの答弁でありました。

また、委員より、総務費の庁舎等施設管理事業について、オストメイトトイレの工事期間、利用開始時期、工事期間中もトイレが使えるか、また、ホームページ上や庁舎内にオストメイトトイレがあることが分かるよう表示いただけないかという質問。また、民生費の障がい者福祉事務事業に関して、オストメイトの方に対する装具補助金について、実際の金額が上がっていると聞くが、値上がり差額分について町単独で補助できないものか。さらにまた、衛生費の保健衛生事務事業に関連して、新型コロナワクチンが今後有料化するが、町内医療機関で対応できるところ、できないところが生じるのか。また、希望すればいつでも接種できるのかとの質問があり、また次に、教育費の学校給食運営事業について、自校方式のほうがセンター方式と比べて地産地消率が上がると当時、町より説明があったが、なぜ上がるのか。また、現在の地産地消率について教えていただきたい。それと、平成27年の議会質問でも取り上げたが、竜王町では、各クラス単位で炊飯器を使ってご飯を炊いておられるので、日野町もそれができないかとの質問がありました。そして、もう1点、総論的になるけれども、令和4年度の歳入歳出決算収支で八、九億円プラスとなり、不用額も大きくなっている。もう少し予算の精度を上げていただき、今年度は約半年が経過しているが、予定どおり執行されているのかとの質問に対して、総務課長補佐より、オストメイトの工事期間は1週間程度で、改修内容の適合性はオストミー協会に確認を行っている。また、工事期間中にトイレは使用できない。また、オストメイトの周知は、来庁者に分かりやすい表示ができるよう取り組むとの答弁でした。

また、福祉保健課課長補佐からは、オストメイトトイレのホームページでの案内

は、企画振興課と協議していききたいとのことです。オストメイトの方のストマ器具補助については、圏域の中で協議中で、2市2町の考えがまとまらなければ、町単独でも協議が必要と考えるとの答弁でした。

福祉保健課長からは、国のワクチン分科会などにおいて、令和6年度からは通常のワクチンと同様、個別接種で実施されることが検討されている。ただ、新型コロナワクチンについては、マイナス70度やマイナス20度の管理が必要なため、冷凍庫が町にしかないことで、ワクチンの配送、接種記録の読み作業、予約などについては、一定期間、町で引き続き行う必要があると考えている。また、国は令和6年度より、秋から冬にかけて1回接種を想定されており、現在もワクチン分科会などで協議中であるとの答弁でした。

教育次長より、給食は自校方式の場合、各小学校に地域の方より食材が持込みされることにより、その食材を生かして管理栄養士がメニューを考えている。地産地消の率については、令和4年度は45.9パーセントと県内市町で最高であり、県平均では29.7パーセントとなっているとの答弁でした。また、竜王町での例は町で取り入れることができるか研究していききたいとの答弁でした。

総務課長より、令和4年度の実質収支の差が大きくなった大きな要因として、近年、社会保障費をはじめとした不用額が、年度末に生じることが上げられる。町税の伸びが予測を上回ったことによるもので、令和5年度については、おおむね予定どおりに執行されると把握しているとの答弁でした。

また、給食費について、低学年を低くすることについてどのように検討しているのかとの再質問に対して、教育次長より、給食費については平成6年度から平成25年度までは3,500円、消費税率の増に伴って、平成26年からは3,600円とほぼ据え置き、一定、町で負担していることや、お米は町が負担をしていることから、学年によって差を設けていないとの答弁でした。

議長より、しゃくなげ溪遊歩道修繕についての要望があり、ボランティアで修繕できるのか心配している。通常、鉄骨造りで橋を架ける場合、構造計算や橋台土圧といった問題も出てくる。もし事故が起こった場合に、誰が責任を負うのか。安全性や、風景に合ったものかについても考える必要がある。町はもう少し観光行政に力を入れ、修繕方法について地方創生交付金などの財源を活用して、必要な予算を確保できないか。また、観光地に合った修繕なのかも考えていったほうが良いと意見が出されました。

委員より、歳入の地方交付税について、今回は補正予算で増額されているが、今後の見通しについて質問があり、総務課専門員より、地方交付税は国の総額が決定され、各自治体に配分される。国の総額が横ばいであることを考えると、額の増減要因は市町の個別事情によるものであり、また臨時財政対策債が地方交付税に置き

換わったという要因もあるとの答弁でした。本年度は、交付税算定の法人町民税が若干減となり、それに伴い、地方交付税は若干増加となっているとの答弁でした。来年度の地方交付税が、総務省より令和6年度の地方財政の課題として示され、今後、総務省と財務省の間で折衝が行われて精査されるが、町として働き方改革や人勸の影響分について、適切に反映してほしいと考えている。

委員より、町予算の使途について、大胆に使うところと節約するところがあると思うが、今後、子育て支援について国が大きく動くと思うので、引き続き予算の精査をお願いしたいと要望がありました。

以上で、ほかに質疑がなく、10時57分に質疑を打ち切り、討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。採決は、全員賛成により原案のとおり可決すべきと決しました。

この委員会の報告については、委員長責任で報告することについて確認したところ、異議なしとの返答を頂きました。

以上をもって審査を終了し、町長より挨拶を頂き、午前11時1分に閉会をいたしました。

以上、令和5年度第6回定例会における予算特別委員会についての報告といたします。

議長（杉浦和人君） 続いて、諸般の報告を行います。

議会広報常任委員長 8番、高橋源三郎君。

8番（高橋源三郎君） それでは、令和5年第6回定例会における議会広報常任委員会について報告いたします。

去る9月8日、午前9時より第1委員会室において議会広報常任委員会を開会しました。出席委員は7名全員で、オブザーバーとして杉浦議長に出席いただきました。事務局からは、吉澤局長と、藤澤広報担当職員に出席いただきました。

委員長挨拶、そして議長挨拶の後、9月定例会の報告として、議会だより第25号の発行と掲載記事の内容について協議いたしました。なお、議長におかれましては、公務のため議長挨拶の後、退席されました。

今回も全24ページを使って記事を掲載することになりました。まず、表紙の写真について意見を求めたところ、委員より、意見として、発行時期のことを考えると、各小学校の運動会の写真を掲載してはどうかとの提案があり、協議の結果、そのように決まりました。

また、2ページ目については、今年、必佐地区で行われた日野町総合防災訓練の様子についてを記事とし、3ページ目は、日野中学生の中学生広場についてと、夏にありました氏郷まつり「夏の陣」について記事にすることになりました。

次に、常任委員会と特別委員会の6つの委員会について、委員長報告を簡略化し

て掲載することとしました。

その次に、各議員の一般質問とその答弁について、要点を絞って1人1ページとして掲載をすることになりました。

次に、9月議会に提案された議案とその結果については、見開きの2ページにまとめて掲載することになりました。

最後に、裏表紙に当たる24ページ目ですが、カラー印刷で、議員公務の中から議員として参加した事業やイベント等について、写真を含めて掲載することとなりました。

その他として、議員は議会と委員会のほかにも町の各種行事や事業等に参加しているために、そうしたことも町民に知っていただくため、今回も議員派遣一覧表を掲載することとなりました。

これら各記事について、担当委員を決めるとともに、第25号の発行日は令和5年11月15日付とすることで確認いたしました。

最後に、議会広報常任委員会が委員会閉会後も継続開催することについて、委員全員の承認を頂き、次回の委員会は9月25日午前9時からと決定しました。

委員長挨拶の後、午前11時ちょうどに委員会を閉会いたしました。

以上、令和5年第6回定例会における議会広報常任委員会の報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、空家対策特別委員長 10番、後藤勇樹君。

10番（後藤勇樹君） それでは、令和5年日野町議会第6回定例会における空家対策特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

当委員会は第1、第2委員会室にて、令和5年9月21日午前8時56分より開催させていただきました。出席者は、議会側より委員長の私、後藤、川東副委員長ほか委員全員と、オブザーバーとして杉浦議長が、また議会事務局より吉澤議会事務局長が出席されました。また、執行側からは、堀江町長、安田副町長ほか、総務政策主監、産業建設主監、総務課長、建設計画課長、企画振興課長、各課の担当職員が出席されました。空き家問題については、非常に白熱した議論が展開されまして、約3時間に及ぶ委員会となりました。

委員長、町長、議長の挨拶に続きまして、直ちに、1つ目の調査研究事項である空き家発生の予防について、建設計画課主任より説明を受け、意見交換に移りました。

委員からは、町内各区の区長宛てに依頼している空き家調査の内容などについて、また、空き家そのものの定義について、また、行政懇談会で出された女性をターゲットとしたUターンアピールについて、また、所有者不明空き家や家財道具の処分などの空き家投資について、空き家の相続などについて、情報の開示方法について、

などの質疑や意見が出されました。

これらの発言につきまして、執行側より、区長への空き家調査は前回、令和元年に実施、次回は来年度に予定しており、現在は50から60区について把握をしている。ただ、個人情報保護の観点から、各区長には空き家の所在地、地図に番号を付したものを提供している。個人情報は載せていないということです。

また、日野高校から打診があり、産業の対策、公共交通の対策などとともに、空き家の対策なども授業に取り入れているが、授業後のつながりについては現時点では継続はされていないということです。

また、空き家の定義については、常時人が住んでいない状態の物件であれば挙げていただいております、年に何度か出入りがあれば、その旨を付記いただいております。現状、空き家バンクの登録件数は少ないので、気軽に連絡を頂ける周知方法を検討しているところである。

また、売却できない物件については、動産とはいえ財産であるため登録が難しく、全国的な課題となっている。危険空き家の解体支援については、今後研究していきたい。

日野地区で人口減少をテーマとした出前講座を開催する。地区内の方の参加があれば状況を聞き、企画振興課と建設計画課で情報を共有し、今後の政策に生かしていきたい。

所有者不明空き家は各地区にあると思うが、相続関係が複雑などの要因で把握ができていない。投資については、市街化区域の古民家に興味を持たれている方もあると思われるので、情報を発信していきたい。また、家財道具の処分などについては、よい方法があれば取り入れていきたい。町として、空き家になる前に情報をいかにつかむか、また特色ある情報発信や幅広い見識を持つことが大切と思うなどの答弁を得ました。

また、意見交換の進行中、町長は公務のために9時20分に退席をされました。

次に、2つ目の調査研究事項である空き家の活用、流通の促進について建設計画課主任からの説明、また、総務政策主監からは、県による支援体制や、東近江市や米原市の民間活力の導入の事例などの説明を受け、直ちに意見交換に移りました。

委員からは、米原で行われている相談会は所有者向けのものなのか、あるいは入居希望者向けのものなのか。県の補助は市町に対してのものなのか。また、事例の中で地域おこし協力隊の関わり方はどうなのか。日野町には空き家対策の総合窓口はあるのか。町内で空き家対策に活動している人や団体はいないのか。空き家利用のチラシ作成などへの補助はないのか。町のホームページは、移住サイトが空き家バンクに直接リンクされているが、民間業者などは紹介していないのか。移住者フェアなどに現移住者の協力は求めないのか、などの質疑や意見が出されました。

これに対し、執行側より、県の既存住宅状況調査の補助は、空き家所有者個人に対する補助であり、また、空き家バンクの物件登録、流通促進に対する補助、住宅リフォーム補助は市町に対して行う補助である。米原の相談会は物件所有者、入居希望者双方を対象としており、年間600件ほどの実績がある。売買のみならず、賃貸についても助言が受けられる。

また、地域おこし協力隊の関わり方については把握ができていない。

空き家バンク、空き家対策は、企画振興課から建設計画課に移管した。総合窓口としてのアピールはできていないが、今後、気軽に相談していただける窓口にしていきたい。

町内での活動は、空き家の管理も含めたNPOを立ち上げたいとの相談が1件あった。

移住者交流会については、広報ひの11月号、および町ホームページ、また「日野め〜る」などで周知する予定である。空き家バンク利用者など、0歳から3歳までの子育て家庭の移住、転入者の方に対し、子育て世帯の支援を中心に考えた取組となっている。

また、議長より、東近江市の事例は、立ち上げた業者が法人につながるまでの業務で、採算が伴わないため辞退された。米原市の事例は、宅建業法に抵触するおそれがある。重要事項説明書などは特に重要である。町内各地区の空き家対策は、区長に依頼するのではなく、長期的に継続して従事できる人を選任すべきである。移住に関しては、子どもの環境の利便性を主体に考えて、物件の規模や程度についてももっと現実的に考える必要があるとの意見を頂きました。

ここで5分間の休憩を取り、休憩後に、引き続き3つ目の調査研究事項である空き家の適正な管理、4つ目の空き地の利用、5つ目のこれらに共通する施策などについて建設計画課主任の説明を求め、続いて、各委員の質疑、意見交換などを求めました。

委員より、空き家所有者の思いを大切にしてほしい。米原市のリフォーム補助には県の補助金は入っているのか。日野町の空き家活用補助が上限20万円なのは少ないのではないのか。移住政策と連携しているのか。移住者交流会の本来の目的は何なのか。空き家見学ツアーは再開しないのか。移住者とは日野町への転入者全てを指しているのか。移住者という呼び方は反感を持たれないのか。移住者個々に対応できる人材を確保すべきではないのか。移住してきたが再度転出してしまわれた方に、その理由などを聞き取りして対策を練っているのか。また、農泊事業などで培った他地域の人を受け入れるノウハウを活用できないのか。高齢独居の方に、相続についての確認や相談を行っていないのか。遠方に出ている空き家所有者に、現状の写真を送るなどして荒れた状態を知らせているのか、などの質疑や意見が出されまし

た。

これに対し、執行側より、米原市のリフォーム補助に県の補助が利用されているかどうかは不明である。他の市町のリフォーム補助の例としては、甲良町は100万円、多賀町は50万円をそれぞれ上限とされている。

地域経済活性化対策住宅リフォーム助成制度は、平成17年度に創設し取組を開始したが、現在は、商業協同組合の商品券として助成をしている。今後、空き家の増加、総合的な移住政策や空き家活用支援制度の設計は、併せて考えていくべきだと思っている。また、上限20万円で、しかもリフォーム費用そのものの補助ではないことから、移住しようというきっかけにはならないと思う。今後、しっかりと議論を重ねて検討すべき課題と考えている。

日野町では、空き家バンク事業を平成21年に創設し、米原市同様、移住者に自治会とも会っていただき、お互いの思いに沿うように進めてきた。補助については、個人の財産にどこまで税金を出すのか議論があった。見極めながら慎重な形で進めてきた経緯がある。

移住者交流会については、アフターフォローを中心に考えている。

空き家見学ツアーは平成26年、27年に実施した。定住につながっていないために、以降は実施をしていない。好条件の物件は、ツアーの見学に組み入れるまでに成約になることが多いので、ツアーの対象物件は高価格物件や改修が必要なものとなり、売買までに時間を要する物件になるため、ツアーで成果を出すのが難しい。

移住者の困り事などについては、関係部署につなぐなどの支援もさせていただいている。

移住者の定義については、何らかの目的を持って転入された方としている。移住者という呼び方について捉え方は様々だと思う。言葉の選び方も含めて検討をしていきたい。

移住後に再び転出された後の把握はできていないのが現状である。今後、移住促進の要因として考えていくべきことで、分析もできればと考えている。

高齢独居の方に対しては、いかに早く手を打つかが重要であると思う。事前調査と啓発、また登記の義務化に向けての周知もできればと思っている。町の姿勢をアピールする意味でも、今後、様々な手法において、事業計画や対応を十分に検討していきたい、などの答弁を得ました。

以上で、質疑および意見交換を終え、委員長、副町長の挨拶の後、11時57分に会議を閉会いたしました。

以上、令和5年日野町議会第6回定例会における空家対策特別委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、議会改革特別委員長 6番、野矢貴之君。

6番（野矢貴之君） では、第6回定例会における議会改革特別委員会の委員長報告をいたします。

去る9月21日午後、委員会室にて、出席者は議員全員、議長はオブザーバーとして出席をいたしております。執行側はなしということで、議会改革特別委員会は、付託案件のない調査研究のみの委員会となっておりますので、議員全員で話し合っ
て、どのような議会の仕組みがよりよい議会になっていくのか、みんなの役に立っ
ていくのかということ話し合い、進めていく委員会であります。そのような中で
調査研究事項を幾つか設定し、話し合いました。

まず1つ目に、インターネット中継における資料の添付についてということ話し
合いました。これは、前回の6月議会の議会改革特別委員会で委員から、一般質
問中に議員から示される配付資料、実はこれは現場では手元にあるのですが、イン
ターネット中継で見られている方には見られない状態でありました。このよ
うな手元に配付される資料が、インターネット中継でも見られるようにできないの
かということで、事務局のほうで委託業者と相談し、次の方法をご提案いただい
た。議会インターネット中継の画面右下のほうに、一般質問配付資料のボタンを新
たに設け、視聴者がこのボタンをクリックすると、別ウインドーが開いて、PDF
データで添付した配付資料を見ることができるという仕組みを提案いただきました。
これは、静岡の焼津市議会が全く同じ仕組みを実際に運用されているものであ
って、そもそも今インターネット中継をしている仕組みに、プラスアルファでつけ
るものですので、大きな費用はかからないが、十数万円かかるのではないかとい
うことでした。これを丸ごと入れ替えて、会話中に自動で画面が切り替わって、イン
ターネット中継者が見れるという仕組みにしようとする、膨大な改修費用がかか
るということでありました。ここについて、PDF資料を見ることができるよう
分かりやすいであろうということで、議論、意見交換は進みました。

そこについて、配付資料だけではなく、通告書の内容、一般質問の質問内容自体
も現場では配付されているが、それ自体も添付することはできないのかという委員
の意見に対し、様々な意見交換を行ったんですが、まず、議会の中では、書面では
なく口頭でのやり取りが会議録として正式な記録となるということ、また、あらか
じめの質問内容等を載せることによって、会議録と一般質問の通告内容が異なる現
象が生じることも想定されると。そうすると、視聴者にとって混乱を招くことにな
るのではないかということで、これについては、慎重な審議が必要だろうとい
うことに落ち着きました。そこで、添付資料をPDFデータで載せるということは、
皆の合意を得ましたので、これについては予算要望ということで進めていただく
こととなります。

次に、通年議会について話し合いました。通年議会とは、今、日野町議会は定例

会ということで、3月、6月、9月、12月に定例会を開き、それ以外は休会をしている、様々な活動時間に充てているということではありますが、逆に言うと、これによって様々な議決をするということが、3月、6月、9月、12月しかできないという状況になっています。これを解消するために通年議会、年中議会が開かれていますよという扱いをすることによって、いつでも迅速に審議、議決をすることができるというメリットがあります。これは、参考にさせていただくところもありまして、例えば、福井県のおおい町とかを参考にさせていただけるのではないかと。滋賀県下でも滋賀県議会、また大津市議会、そういったところが通年議会の既に実施されています。

これについてのメリットとしましては、例えば今、災害が大きくなっているというときの、災害時の突発的な対応の審議がすぐにできるということであったり、また、専決処分というものが現在行われているわけですが、そのようなことも、一々議会を開いてみんなでやらなくてもいいようにというようにために専決処分が行われる部分は、みんなでより深い審議をすることができるようになる。このようなことを踏まえて、議会の役割がより果たせるようになるのではないかとということ、メリットとして挙げられています。また、ほかのメリットとしましては、定例会が4回であることによって、例えば、工事請負の業者は、定例会を待たないと議決が行われない。つまり、その後でしか工事が行えないということに対し、通年議会をすることによって、今よりも前倒しで、必要なときに必要な審議を行い、必要な工事を行っていくことができるようになるのではないかと、ということを経験的に挙げております。

ここで、委員からも、メリットとデメリットというものを考えていったほうがいいのではないかとということに対し、事務局等の事務手間はどうかということ意見交換を行いました。議会の事務局からは、正直なところ、通年議会になって新たに事務手間が増えるということは、今のところはあまり想定していない。つまり、今年4回の定例会が通年議会になったとしても、似たようなルーチンで行っていくということを考えると、さほど増えないのではないかとということを経験的に想定しているが、実際は、先進地に訪問した際に、事務局同士でもそのような情報をちゃんと仕入れたいということでした。想定される執行部側の事務手間とか時間的なこともありますが、その意見としては、臨時議会のような単発的な、突発的なものに関しては、全員が出席しなくてもいいのではないかと。対象課だけが出席をして、議会を開いていくみたいなことであれば、多くの事務方の手を止めるようなことにはならない。そういったことも工夫しながら進めていけるのではないかと意見交換を行いました。結局のところは、滋賀県のほかの町では通年議会は行っていないので、日野町が見本になるような形で、情報を仕入れて決めていければいいのでは

ないか。そのためには、先進地に視察等に行って、しっかりと行っているところのちゃんとした情報を仕入れ、その上でまた議論を深めていきたいと思いますということになりました。そこで、事務局から、それを行っているところに打診をしていただき、この閉会中に行ければというスケジュールを、今想定しているところであります。

次に、議員の待遇改善ということも同時に話し合っております。待遇改善というのは、実際に統計上、町村議会と市議会の報酬の差が結構ありまして、市議会は成り手不足という声はほとんど聞かない。ただ、町村は成り手不足をどこの町も聞く。選挙にすらならないということを現実として受け止めた場合に、1つは報酬というものがあるのではないか。これも真正面から話し合っていたほうがいいのではないかとということで、話し合っております。

今回は、議員報酬が高い町をピックアップしてみて、どういうふうになっているのかを見てみました。今現在、日野町議会は額面で月に23万円の報酬であります。例えば、30万円以上の町村はどうなっているのかと見ると、法則としては、住民基本台帳で1万人を切っている町もあるし、5,000人を切っている村もあるし、人口規模でそういったものは決まっていないということ。市議会と同じような3万人、4万人いる町でも同じように決まっているわけです。そういったことを考えると、日野町で以前から言われていた、「前から町長の3分の1の報酬なんだ」ということ、そして、「周りもそうだから日野町もこうなんだ」ということ、これは話合いの本当の根拠を探すのは難しいということもありまして、一応そこはフラットに、高く上げているところはなぜそうなのか、ということもしっかりと勉強していけるといいなということ踏まえ、最近、通年議会にし、最近、議員報酬を上げたところが、福井県のおおい町ということが分かりましたので、そこに絞って、事務局のほうから連絡を取り合って、実際に視察を考えております。これは、バスを使い日帰りで行くということを考えております。

次に、この報酬等について、議論の中では、若手に対する期待感も高まっているのではないかと考えて、意見が結構出ました。そこで、若手に対する考え方というのは、若手は年金をもらっていないので、議員報酬だけで暮らしていくとか、それを仕事として捉えるのは難しいのではないかと考えて、若手が選挙に出やすいような体制をつくっていくというのが、この期で目指していたほうがいいのではないのかという論点に絞っていくことも、アイデアとして出ました。そこで、どこまでを若手と言うかはあれですが、議員報酬を段階的に分けてある町もあるという情報共有もしまして、そこで2つ、事務局から紹介いただいたのは、長野県生坂村は通常の議員報酬は18万円であると。ただし、当選時に56歳未満であれば30万円であると。こういう段階的な報酬を条例で設定している。例えば、長野県中川村では、通常の議員報酬に加え、35歳以上59歳以下には5歳刻みで一定

額を加算すると。このような考え方も可能で、実際に行われているということを踏まえ、日野町ではどのような形で決めていくのか、また住民の皆さんに理解を得ていくのかということ、視察しながらまた話し合っていきたいということです。

また、委員からは、これは実際、一般のサラリーマンと比べてどうなのかとか、例えば町職員の方と比べてどうなのかとか、そういったこともデータとしては示せるようにしておいたほうがいいのではないかという話し合いを行いました。ということで、通年議会についても、議員報酬についても、視察を行った上で、またしっかりと話し合っていきたいということでもあります。早ければ、この休会中に視察が行えるのではないかと報告させていただきます。

次に4つ目ですが、住民さんも参加する形の〇〇議会というのをやってはどうかということについて、意見交換を行いました。例えば、子ども議会、若者議会、女性議会。こういったことで多くの住民さんが議会を経験するような模擬議会みたいなものを開いている町が実際にありますので、そういったことを参考に、うちの町でも何かできないかということで、意見交換を行ったところです。様々な、どういうところに絞って、どういう人に出てもらえるのか、どういうやり方をするのかというのは多岐にわたりますので、しっかりとした答えが出たわけではありませんが、多くの意見交換を行うことはできました。

1つの意見としては、子ども議会や中学生議会、またそれぞれは、主権者教育的な考え方という、行政側が開催するものという考え方もできるのではないのかという話もありましたが、私たち議会としては、議会にちょっと触れていただくとか、議会に踏み込んでもらうということを試みるということが、また、これは活動としては議員の成り手不足解消にもつながっていくのではないかという観点で、進めてはどうかという意見も頂きました。

このように、住民の方が模擬議会のようなことをすることによって、議会を面白がっていただけたり、また、議員、議会に興味を持ってもらうということにつながっていったり、また、その意見が実際に行政に反映されていくという役割を考えると、議会の1つの役割としてあってもいいのではないかとということで、今後も、これについては議論を進めていきたいと思っております。この議論は、また住民さんとの意見交換会を重ねていく中で、さらに具体的な話し合いが進められるのではないかと考えております。

次に、5つ目に、議会改革特別委員会では、組織、団体との意見交換会をそれぞれ委員会別に行ったりしておりますので、その情報共有を行いました。総務常任委員会では、文化懇談会との意見交換会を企画しております。産業建設常任委員会では、農業委員会との懇談会を企画。そして、厚生常任委員会では、民生委員さんとの懇談会を企画中ということで、様々なところと多く積極的に意見交換を行っ

ていこうということで進めております。それとは別に、特定の団体とは別に、一般の住民の皆様が議会と意見交換会をするよと、誰でも参加できるよというものもしていこうということと同時に進行しております。これは、全議員が集まって全住民さんを対象にするというよりは、常任委員会ごとに開催するというのを、今議会ではチャレンジとして行おうということになっております。スケジュール的には大体2月ぐらいに行えるといいということで、12月議会には、各常任委員会で、どのようなテーマで意見交換会を行うと住民の方が参加しやすいのか、もしくはイメージしやすいのか。そういうことを12月に決定できれば、1月にチラシを配布し、2月に実施できるのではないかと想定をしております。このような形で意見交換会を行うのですが、前回は踏まえ、広く公募した場合には、1人何分間とか、1人1回までとか、そういったルールもつくりながら、多くの方が意見を出していただけて、またそれを行政に伝えられるように、頑張っていきたいと思っております。その形をグループワークにするかスクール形式にするかというのは、また12月に話し合っ決めていきたいと思います。

以上で調査研究を終わりました。そのほか9月議会を振り返って、また、その他ということで話し合いを行い、いろんな意見を出させていただきました。

その他の部分では、先ほどの若手が議員になれるような環境をつくるという意味で、意見として、例えば、そういう若い層にメッセージを訴えるために、若い人が議員になってどんな風によかったのかとか、自分がどういう思いで議員をしたのかとか、議員になったらしんどいとか大変とか思われがちけども、議員になったり、議会のよい部分や、自分たちがやろうと思ったきっかけみたいなものを、どこかのシーンで伝えられたり、分かっていたかのような機会を設けられないのかという意見を頂きました。実際のところは、議会広報や公式の場で、皆さんにこうやって個々の意見を主張するというようなことは、あまりそぐわないのではないかとということで、そういうのは省いて広報は作られているわけで、皆がどういう考え方でやっているのかというのを、一斉に知ることはなかなか難しいわけです。なので、そういったことも私たちのほうでも企画したり、また、可能であればローカル紙に特集していただいたり、そういうようなこともできないかということ、また模索していこうという意見交換をいたしました。

以上をもちまして第6回定例会の議会改革特別委員会を閉じました。

以上、議会改革特別委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 以上をもちまして、各委員長の報告を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

－休憩 11時17分－

－再開 11時25分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、加藤和幸君。

9番（加藤和幸君） 総務常任委員会に付託された請願第2号を継続審査とすることへの反対討論を行います。

私は、総務常任委員会に審議を付託された請願第2号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書が、委員会において継続審査とされたことに対し、請願人の思いを酌み取り、今議会で速やかに採択することを求めて、継続審査反対の立場から討論を行います。

当日の請願審査は約1時間半にわたって熱心に行われ、その間、請願書の提案内容やそのものに対する反対意見と思われるものは1つもありませんでした。文言の問題や他の事件との関連、あるいは、内容がよく分からないので、勉強会を開いて12月議会で採択を求めてもよいのではないかといった意見が幾つか出されました。再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止の項については誤解があったようで、そのことについては詳しく申し上げたつもりであります。一方、冤罪はあってはならない、今日採決できるのではないか、などの積極的な意見もそれぞれ複数の委員から述べられ、審議の雰囲気は採択の方向を目指していたように思われただけに、残念であります。

請願書にもありましたように、無実の冤罪被害者が再審無罪を勝ち取るまでに50年、60年かかっているのは、大きな人権侵害です。テレビなどでもよく報道される静岡の袴田事件は、事件から今年再審が確定するまで57年。ところが、再審が決定された今も、まだ無罪になったわけではなく係争中の身です。長時間の取調べで自白を強要され、強盗殺人放火事件の犯人として獄中に身を置いた人の心中は、察するに余りあります。先月亡くなられた茨城県布川事件の桜井昌司さんは、1967年の事件当時20歳。別件で逮捕され、取調べで自白を強要され、裁判では一貫して無実を訴えましたが、無期懲役が確定しました。ところが、無罪を示す数多くの証拠が

隠されていたことや、証拠の改ざんが明らかになり、2005年に再審開始決定が出されましたが、検察の特別抗告で実際に開始されたのは2009年、無罪が確定したのは2011年で、開始決定から6年、事件から実に44年もかかっています。

議員の皆さんの良心に訴え、この請願書を本会議で採択していただきますようお願いし、継続審査反対の討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はございませんか。

10番、後藤勇樹君。

10番（後藤勇樹君） それでは、私からは、請願第2号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書につきまして、継続審査に賛成の立場から討論をさせていただきます。

私は、総務常任委員会内でも発言させていただきましたように、基本的にこの請願に対しては原案に賛成の立場を取っております。といたしますのは、日本におきましては疑わしきは白であり、物的証拠に基づいて何事も判断すべきという原則がございます。ですが、やはり報道を見ておられます、刑事あるいは検察、こういった捜査機関からの強要あるいは誘導、こういったものによって自白された内容などが、裁判で物的証拠がなくても証拠として採用されているケースをよく聞くことがございます。非常に、日本のこういった部分は原則に反しているというふうに私は感じております。今現在も冤罪によって投獄されていらっしゃる方、あるいは死刑が確定していらっしゃる方もあるかもしれないと思いますと、非常に胸が痛い思いであることには変わりございません。しっかり猶予の時間があるわけでもなく、寿命を迎えられた方も、獄中で亡くなられた方もございます。また、湖東記念病院事件の西山美香さんのように、刑事さんと親しくなられた関係によって誘導されたという方もいらっしゃるかもしれません。ですので、一刻も早く採択されることを望んでいることは間違いありません。このことにつきましては、総務常任委員会でもお話ししたとおりでございます。ですが、山本委員長からも先ほど委員長報告がございましたように、本来であれば、今議会中に採択まで持っていければ一番よかったわけですが、スケジュールの関係で、閉会中の審査として次の議会定例会までの間に結果を出そうという山本委員長の提案でございます。これはやむを得ない事情であると私も考えております。こういった事情も無視した中で一刻も早く進めていくというのも、また議会人としてどうかというふうに考えますので、そういう意味では、閉会中の審査において、次の議会までに結論を出していこうという総務常任委員長の報告に対しては賛成でございます。

よって、私は継続審査に対して賛成とさせていただきます。以上、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はございませんか。

3番、松田洋子君。

3番（松田洋子君） 私は、厚生常任委員会委員長報告に対する反対の立場で発言させていただきます。

請願第3号、加齢性難聴者への補聴器購入に公費助成制度の創設を求める請願書には賛成する立場であります。

加齢性難聴は、加齢とともに誰にでも起こり得るものです。一般的に50歳頃から始まり、65歳を超えると急に増加すると言われていますが、60歳代後半では3人に1人、75歳以上になると7割以上との報告があります。年のせいだからと放置していると、外出先で危険に遭いやすく、災害のときの警報が聞こえないなど、様々な危険性が生じます。加齢性難聴の原因としては、動脈硬化による血流障がい指摘され、さらにストレス、睡眠不足、騒音、運動不足などが挙げられています。難聴になると、家族や友人との会話が少なくなり、会合出席や外出の機会が減り、家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、引き籠もりがちになります。最近では、鬱や認知症の危険因子になるとも指摘されています。厚生労働省も認知症の起因因子として難聴を挙げ、早期の予防や補聴器によるリハビリが必要として、補聴器については適正な調整が重要としています。

しかし、補聴器はとても高いもので、難聴者の14.4パーセントしか着けていません。こういう調査もあります。3万から30万円以上のものがあり、本当に価格が高過ぎるとい声が多く出されています。また、両耳の聴力が70デシベル以上の音でないと、障がい認定は受けられません。障がい認定が受けられないということは、補聴器購入補助が受けられないということなんです。では、70デシベルとは、どれぐらいの大きさが聞こえないかというと、バイクのエンジン音とか、また部屋で掃除しているときの掃除機の音、高い音ではコオロギの鳴く声などが聞き取れないということなんです。これは、やはり聞こえにくいことが大きいと思います。WHOでは、聴力が中等度から補聴器の使用を推進しています。中等度とは、テレビの声を大きくして聞く、近くで話をしてもらえないと聞こえないという状態です。補聴器は、難聴が進行してから使用するのではなく、早く使用することが必要だと専門家も強調しています。補聴器の普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康長寿の延伸は医療費の抑制にもつながるものと思います。町として加齢性難聴者の補聴器購入に助成するよう求めるものです。

高齢者になると、生活の質の確保には聴覚障がいだけでなく、いろんなことがあるという意見もありました。腰が痛くなったり、老眼鏡を買わなくてはならないとか、そういういろんなことがあるのですけども、難聴が認知症のリスクの要因であるということ国も言うておりますし、今、研究でもそのことが原因であるという

ふうに言われております。私は高齢になって、いろんな大変さ、不都合があると思うんですけど、難聴ということがひいては認知症のリスクを抱えているということが、補聴器の補助のほうに公費負担をしてほしいという理由です。

今、日野町でもたくさん的高齢者がおられます。私の知っている高齢者の方も、初めはいろんな会合やらに出てきてもらえていたのに、やはり耳が聞こえにくくなったと。補聴器かけたらどうなんと言っても、なかなか合わんからなとか、高いからなということを、何人かの高齢者の方から聞きました。それで、日野町でもいろんな、チョイソコやらお年寄りの人が利用しやすいようにやっている中で、耳が聞こえないことで、外出するということがおっくうになった場合にどうなんかなと思います。日野町でも高齢者の方がたくさんおられるので、この請願書を通してほしいと思いますし、加齢性難聴者への補聴器購入に公費助成制度の創設を求める請願書を皆さんにも採択していただくように、よろしく願いいたします。

これで私の討論を終わります。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はございませんか。

11番、中西佳子君。

11番（中西佳子君） 私は、請願第3号、加齢性難聴者への補聴器購入に公費助成制度の創設を求める請願について、委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

請願の趣旨については、深く理解をいたします。しかしながら、この請願は加齢性難聴者に限定されております。若い難聴者の方も含めて考えていくべきだと私は思います。

また、加齢により目の見にくさ、足や腰等の不調があって困っておられる方にも配慮が必要ではないかと考えます。高齢者の方に住み慣れた地域で生き生きと生活していただけるように、加齢性難聴者も含め、加齢による体の不調のある方にどのような支援が一番いいのか、もっと議論を行い、公費助成制度等を求めるべきだと考えるものであります。

以上のようなことから、私は委員長報告に賛成をいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。議第76号から議第81号まで（日野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてほか5件）については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第76号から議第81号まで（日野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてほか5件）については、原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第76号から議第81号まで（日野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてほか5件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

続いて、請願第2号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書について採決いたします。

本請願に対する委員長報告は継続審査であります。本請願は委員長報告のとおり継続審査にすることに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立多数－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立多数であります。よって、請願第2号、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書については、委員長報告のとおり継続審査と決することになりました。

続いて、請願第3号、加齢性難聴者への補聴器購入に公費助成制度の創設を求める請願書について採決いたします。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。したがって、本請願に対する採決を行います。

請願第3号、加齢性難聴者への補聴器購入に公費助成制度の創設を求める請願書について、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立少数－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立少数であります。よって、請願第3号、加齢性難聴者への補聴器購入に公費助成制度の創設を求める請願書については、不採択と決しました。

日程第2 議第92号、日野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 10番、後藤勇樹君。

10番（後藤勇樹君） それでは、議第92号、日野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての提案理由を説明させていただきます。

これまで、地方自治体の議員個人がその地方自治体に対して請負することが禁止

されておりました。日野町に当てはめると、日野町議会議員が日野町からの仕事を請け負うということが禁止されていたということです。

今、全国的に地方議員の成り手不足が叫ばれております。これに対する対応が喫緊の課題であることは、もう皆さんもご承知のとおりであると思いますが、このことを踏まえまして、今年3月に地方自治法の一部の改正が行われまして、請負の定義が明確化され、あわせて、議員個人に対する請負に関する規定が緩和されました。日野町の場合も、今回の法改正によって、これまで規制されていた議員個人の請負につきましては、各会計年度において、支払いを受ける請負の対価の総額が300万円を超えない場合は、規制の対象外とされ、議員個人も請負ができるようになりました。

先ほど議会改革特別委員長のほうからもお話がありましたように、我々基礎自治体、特に町村の議員の議員報酬というのは、どうしても市、県の議員に比べて非常に低くございます。このような中で若手、あるいは子育ての世代、こういった方の中から議員に立候補するというのが、今非常に難しい状況にあるということが言えると思います。

今回、この改正によりまして、規制の対象外とされます場合も、報告の必要は出てまいります。このことによって、議員の職務執行の公正、適正を損なうことにならないように、日野町議会議員の町に対する請負の状況を公表することによって、請負の状況の透明性を確保して、議会の運営の公正、および事務の執行の適正を図るために、今回、この条例を制定しようとするものです。

条例では、町と請負した議員は、毎年6月中に、その前会計年度に行った請負について一定の事項を議長に報告し、また議長は報告の一覧を作成して、公表しなければならないこととしております。議員各位のご賛同を賜りますよう、ご審議のほどお願いをいたします。なお、今回可決いただいた暁には、適用は令和5年度における請負からとなります。

以上が、私からの提案の説明となります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第92号、日野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第92号、日野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第3 決議案第4号、名神名阪連絡道路の建設促進を求める意見書決議について議題といたします。

決議案の内容はお手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

10番、後藤勇樹君。

10番（後藤勇樹君） それでは、決議案第4号、名神名阪連絡道路の建設促進を求める意見書決議案につきまして、私から提案説明をさせていただきます。

内容からしまして、本来は産業建設常任委員長に所管していただく案であるかと思えますけれども、今回、産業建設常任委員長さんのほうから、かたくなに拒まれましたので、私のほうから、議員提案として西澤正治議員の賛同を得て、提案をさせていただきますことといたします。

ご承知のように、名神名阪連絡道路は名阪国道から新名神高速を經由いたしまして、名神高速道路まで南北を結ぶ約30キロメートルの道路でございます。国の方も重要物流道路として指定下さいまして、広域的な人と物流の大動脈として今期待がますます高まっているところでございます。また、渋滞をはじめとする地域の道路の諸課題を解決し、地域の安全・安心な生活道路を確保するためにも、優先して取り組むべき重要な社会基盤施設でもございます。ご存じのように、国道307号は日野町を經由しますけれども、ここの道路というのは、全国平均や県の平均からして、自転車が絡む事故の発生率が約2倍となっております。物流道路と生活道路、あるいは通学路、これが一緒になって混在していることが非常に危険であるということは、数字から見ても明らかでございます。

当町は、名神高速道路と新名神高速道路に近く、国道307号が南北方向に縦断してこれらをつなぐ形に構築されておりますけれども、これをさらに強固に結ぶことによりまして、広域的な産業、経済、文化の交流が大いに促進されます。町内に立地する多くの企業、事業所の経済活動、生産活動を支えることから、地域全体の

活性化、今、日野町内でもダイフク滋賀事業所さん、あるいは第一、第二工業団地、こういった企業が活発に経済活動をして下さっておりますけれども、町の財政標準規模が66億から68億、この中で、近年は法人税も4億円前後を納めて下さっているということで、非常に町にとって貢献していただいている企業さんに対して、我々にも経済活動を守っていくという責任があると思っております。ひいては人口減少の抑制にもつながり、地域拠点を結ぶ物流道路ネットワークの形成と、地域における生産性の向上に大きく寄与することが期待されております。

今現在、国道307号は非常に大きなトラックがどんどん走っております。非常に渋滞もしますけれども、危険性も高く、特に左折時などは、非常に怖い思いをされたという子どもさんの声もお聞きしております。

また、心配されております南海トラフ巨大地震、こういったものも発生する確率が非常に高く、30年間の間に起こるんじゃないかという予測も、非常に高確率で言われているところがございますけれども、東日本大震災の場合でも、日本海側を通る道路があったために、太平洋側を通る道路が壊滅したときでも、救援活動、あるいは復興活動がスムーズにいったということもございます。そういった意味でも、同じ方向に走る道路、ダブルネットワークといいますけれども、こういったものの重要性が、今、非常に叫ばれているところでもございます。

名神名阪連絡道路の建設は、地域経済の発展と住民生活の安心・安全、防災への備えの期待がかかっております。現在の道路改良では困難である諸課題を解消し、地域経済の活性化と地域住民が安心できる暮らしを実現するためにも、早期の建設促進に全力で取り組んでいただけるよう、切に要望したいと思います。

また、当町においては、ルート帯が地域に身近であることから、住民への丁寧な説明と意見の反映を併せて要望したいと思います。そうした中で、まず1つ目、名神名阪連絡道路計画の早期法線の確定、2つ目に名神名阪連絡道路の早期着工完成および供用の開始、3つ目に、三重県側からだけでなく、東近江市側からを起点とする工事着工計画の立案と実施を要望するものでございます。議員各位のご賛同を何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、加藤和幸君。

9番（加藤和幸君） それでは、私のほうから、決議案第4号に対する反対討論を行います。決議案第4号、名神名阪連絡道路の建設促進を求める意見書決議について、この意見書は時期尚早と考え、反対の立場で討論を行います。

まず、名神名阪連絡道路の定義づけですが、今のところ明らかになっていることは、1つ目、名神高速道路八日市インターチェンジ付近から南下して、日野町を通り、国道1号、新名神高速道路土山インター付近で交差をし、名阪国道上柘植インター付近を結ぶ。2つ目として、高規格道路であって、全線が重要物流道路としての計画区間に指定されている。この2点が明らかになっているところだろうと考えられます。

意見書には幾つかのメリットが述べられています。例えば、生活道路と産業道路の分離による国道307号の渋滞緩和、通学・通勤者の安全確保、町内立地企業、事業所の経済活動、生産活動の活性化、また、災害時、緊急時の代替道路となり得る、などが挙げられています。これらのメリットが真に生かされるならば、決して否定すべきものではありません。しかし、現時点ではまだ不明な点も多く、少なからず懸念材料が存在します。

例えば、1つ目、自動車専用の高規格道路ということであって、ほとんどの区間が土盛りや高架になると考えられます。そのことは、インターチェンジ、これはスマートインターも含めてですけれども、この有無が決定的です。またルートによっては集落を二分したり、景観を著しく損ねるおそれもあります。この点では、一般道の改良であるとかバイパス建設とは根本的に異なります。漏れ聞くところでは、日野町内にインターチェンジが2か所あるいは3か所などという話もありますが、一方、インターは1つもないのではないかと、こういう話も聞きます。もし町内にインターチェンジがなければ、先に挙げたメリットはないに等しい、こう考えられます。町内をただ通り抜けるだけの車両については減るかも分かりません。しかし、町内企業は、既存の307号や東部農道などを通して、最寄りのインターまで運送することになりますから、渋滞の解消や、生活道路と産業道路の分離が進むとは思われません。

今議会の一般質問でも、総論賛成、各論反対となることも考えられる、こういう意見がございました。これまでから町内でも、住民の賛成が得られず計画が頓挫したこともありますが、これは、住民や識者の声を十分に聞かずに議会や行政が先走りしたことの結果であります。まだ町内のどこを通るかも明らかになっていないこの段階で、建設促進を上げることには疑問があります。

いずれにしても、ルート計画が確定した上でなければ、日野町民にとってのメリット・デメリットは判断し難いものであります。したがって、私はもっと時間をかけ、関係機関からの情報収集、類似案件の考察などを踏まえて判断すべきものと考えます。昨今の動きでは、それほど遅くないうちにルート帯の提示もあるようですので、それからの判断でも決して遅くはない。現時点での建設促進は時期尚早と考え、この意見書には反対します。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はございませんか。

12番、西澤正治君。

12番（西澤正治君） ただいまは、産業建設常任委員長である加藤さんが、反対討論をされました。私は、これに賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

私も一般質問で、この件に関しまして柚木議員とさせていただきました。まだ20年先とも分からぬような時代の中で、今の名神名阪連絡道路が造られる中で、今後、これから計画を進めていくという中で、まず法線を決めていただくのが一番肝心やと思います。それ以後、町内、また県、町なりの会議をそれぞれ持っていて、やはり住民の意見を聞いて、それぞれ確定なルートを決めていただいたらよいということで、やはり一刻も早くこの意見書を国のほうへ出していただいで、決めていただくのが一番かと思ひます。

住民の声を聞いて、加藤さんの言われるのも分かりますが、住民の声をそれぞれ聞いていたら、なかなか進めないわけでごさいます、やはりルートがそこそこ確定したら、県、また町と綿密な会議を持ていただいで、決定していただいでらいいと、このように私は思ひますので、ただいま出していただきました提出者の後藤議員に賛成といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第4号、名神名阪連絡道路の建設促進を求める意見書決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 多 数 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立多数であります。よって、決議案第4号、名神名阪連絡道路の建設促進を求める意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書は、日野町議会議長名において、政府関係機関宛てに送付いたします。

日程第4 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ印刷配付の議員派

遣一覧表のとおり議員派遣をすることといたしたいと思います。

なお、派遣の変更および緊急を要する場合は、議長において決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣されました議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

日程第5 委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元へ配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続審査ならびに継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査ならびに継続調査をすることにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査ならびに継続調査をすることに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会、空家対策特別委員会および議会改革特別委員会は、問題調査のため引き続き設置いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（堀江和博君） 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

9月も残すところあと3日となりました。今年の9月は連日、最高気温が30度を超え、全国的に暑い日が続きましたが、ようやく暑さも和らぎ、秋の気配が感じられるようになってまいりました。

議員の皆様方には、提案いたしました案件について、慎重なるご審議を賜り、決算を除く全議案、可決承認いただき、厚く御礼を申し上げます。令和4年度の各会計決算につきましては、決算特別委員会で継続審査を行っていただくこととなっております。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、例年ですと9月は台風シーズンでございますが、幸い平年に比べ発生が少なく、水防本部体制を取ることもなく、今月は過ごさせていただいています。今後とも気象情報には注意を払い、早めの対応を心がけ、水防対策にしっかりと対応して

まいりたいと考えております。

9月は敬老月間でございます。現在、日野町の100歳以上の方は18名おられます。各地区の敬老会にも出席をさせていただきましたが、どの会場でも各種団体の皆様のご協力によりまして、様々な余興が催され、楽しい時間を計画いただき、大変感謝をしているところでございます。

さて、10月から11月にかけては、町内各地域におきまして多くの行事、イベント等の開催を頂きます。町民の皆様が元気で参加を頂く姿は大変ありがたく、頼もしく感じているところでございます。10月8日には各地区での町民運動会やスポーツのイベント、14日には近江鉄道沿線でのガチャフェスの連携事業として、日野駅では「日野菜収穫祭むすび。」が開催予定であります。15日は日野町スポーツ天国の日、21日、22日には「さじき窓アート」、また、28日、29日には恒例の「氏郷まつり“楽市楽座”2023」の開催など、町内全域でたくさんの行事、イベントが予定されております。また11月に入りますと、3日、4日に各地区での文化祭、5日には日野の農業や農産物にスポットを当てたイベント「HINO DE MARKET」、さらに、11日から19日までは日野町文化祭の開催が予定されております。それぞれの事業について、町民の皆様をはじめ、議員各位のご支援とご協力を頂きますよう、どうぞよろしく願いいたします。

結びになりますが、議員各位におかれましては、公私ともご多用のことと存じますが、健康には十分ご留意を頂きまして、議員活動はもちろんのこと、各方面でのご活躍を心からご期待申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 去る9月1日から本日まで、提出案件の審議に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

今年の夏は、全国的にも猛暑が続き、9月に入っても残暑が厳しい中でございます。ようやく秋の気配を感じるようになりました。この秋には町内各地でスポーツ、文化、産業など、多くのイベントが予定されております。主催を頂きます皆様におかれましては、町のにぎわいの創出にご尽力を頂いておりますことに対しまして、深く感謝と敬意を表する次第であります。

議員各位におかれましても、行われる秋のイベントへの参加により、住民との対話の機会を持たれることを強く望むものであります。あわせて、くれぐれもご自愛いただきながら、町政発展のために、また住民福祉の向上のため、議員活動にご精励いただくことをお願い申し上げまして、以上をもちまして本日の会議を閉じ、令和5年日野町議会第6回定例会を閉会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでした。

—閉会 12時09分—

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 松田 洋子

署名議員 後藤 勇樹